

応募書類作成要領(案)

書類作成に際しては、下記留意事項を確認すること。

1 提出書類の留意事項

①借入金償還計画書（借入を予定している場合）

（独）福祉医療機構から借入を予定している場合、事前に（独）福祉医療機構の担当に相談し、事業年度の借入制度について十分に把握した上で、償還計画を作成すること。

なお、償還計画は元金均等方式で作成すること。

②整備計画に関する理事会議事録（法人創設予定者は設立準備委員会議事録）

整備計画については、理事会（法人創設予定者は設立準備委員会）に図り承認を得ること。

③登記簿、公図（土地、建物）

・社会福祉事業を行うに直接必要な不動産については、原則法人所有又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

・土地取得が極めて困難な場合は不動産の一部に限り、国若しくは地方公共団体以外から貸与を受けて差し支えないが、その場合事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。また、賃借料は極力低額であること。

なお、社会福祉施設整備計画書提出時は、賃貸借及び地上権等設定に関しては契約はせずに、確約書等により、事業として認められた時点で確実に契約できるようにしておくこと。

・当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から不動産の一部を賃借により貸与を受けることは望ましくないこと。

・建設予定地を売買にて取得する場合も同様に、社会福祉施設整備計画書提出時点で、契約はせずに、確約書等により、事業として認められた時点で確実に契約できるようにしておくこと。

・土地には所有権以外の権利が存在しないこと。

④見積書、仕分書

県の補助事業では、実施設計から積算した建設費に基づき予定価格を設定し、

入札にて施工業者を選定する。そのため、見積書についても、市場の実績による見積りではなく、設計による積算価格を想定して見積もること。

⑤ 図面（位置図、配置図、平面図）、部門別面積表

・ 図面は基本設計段階のもので、法令等の基準を満たしていることが確認できるように、各室面積、廊下幅等を記載すること。（㎡記載）。

※「特養基準チェック表」（様式第8号）及び「近接について」（資料1）を用い図面の確認をすること。

・ 建築基準法、都市計画法、農地法、福祉のまちづくり条例、その他市町村条例等の各種制限について十分に確認し、満たすものであること。（適宜、所管課に事前協議をすること）

・ 中廊下、片廊下の取扱いに注意すること。（中廊下＝両側に入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）居室と共同生活室の間や、便所、浴室等も含まれる。

・ 設備については、入居者が車椅子生活でも利用することを想定した配置を十分に考慮すること。（机、イス、台所、スイッチ、コンセント類等）

・ キッチン周りの収納や、配膳台なども考慮すること。

・ トイレについては、入口からみて、左右どちらのパターンも設置しておくこと、片麻痺の利用者に対応しやすい。また、便器周りの手すりは両側に設置するよう配慮すること。直径1,500mmの回転スペースも確保すること。

・ 床面のフラット化は十分に検討しておくこと。

⑥ 計画全体の工程表

整備にあたっては、本公募による法人の決定後、「社会福祉審議会」の承認を経て、実施設計、入札、工事着工という流れになる。

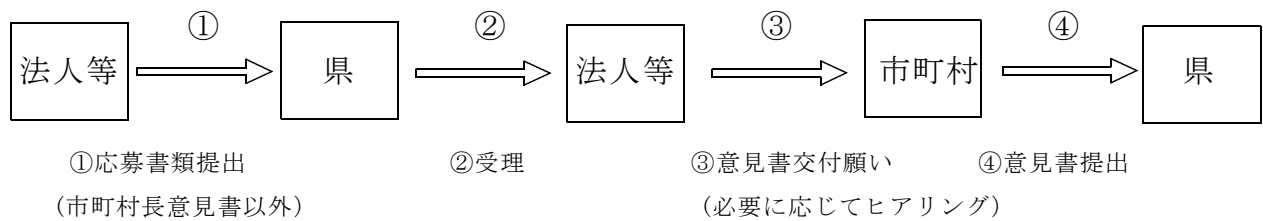
応募段階では、基本設計まで行い、実施設計については事業が認められた後（事業年度）に契約発注すること。

なお、県の補助金を活用する場合、交付決定については、基本設計に基づく概算事業費に対して決定することも可能であるが（定員に対する定額補助なので）、実施設計、建築確認まで完了している方が補助事業遂行としては無難である。ただし、農地転用や開発行為を伴う場合は、補助事業の交付決定を許可条件にしているため、その場合は基本設計段階で交付決定することになる。

⑦ 周辺住民同意書

周辺住民同意者の署名は当該地域の自治会長、地区長であるが、近隣住民への説明は十分に行うこと。

⑧市町村長意見書



⑨資金収支計算（開設後3年間）

利用料や、職員配置に係る人件費の等を考慮したもので、借入金償還計画を含めた上で、健全に経営できる資金収支計画となっていること。

⑩過去3年間（令和1、2、3年度）の法人の貸借借表及び収支計画書、その他法人の財務状況を明らかにすることができる書類

資金計画のうち自己資金については、事業に要する経費の10%以上を「計画年度の前年度」までに確保しておく必要があり、前年度決算書の建築積立預金、現金預金等で、確保状況が確認できること。

また、法人が健全に経営され、安定した経営基盤、組織を有していることが確認できること。